

愛媛県農林水産研究所における競争的資金等の管理・監査に関する基本方針

趣 旨

この方針は、愛媛県農林水産研究所（以下「研究所」という。）が競争的資金等で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用、円滑な運営及び適正な管理を図るため、必要な事項を定める。

第1節 責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、研究所内外に公表する。

1 最高管理責任者

最高管理責任者は所長とする。最高管理責任者は、研究所全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

2 統括管理責任者

統括管理責任者は次長(事務)とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について研究所全体を統括する指導責任と権限を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は各研究機関の長とする。コンプライアンス推進責任者は、各研究機関における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、指導する研究機関において適切に公的研究費の管理、執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導して、その実施状況を統括管理責任者に報告する。また、コンプライアンス推進副責任者は、各研究機関の総務課(室)長とし、コンプライアンス推進責任者を補佐し競争的資金等の運営・管理について構成員への指導を行う。

4 研究所内の責任体系の公開

愛媛県のホームページにて研究所内の責任体系を公開する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。

1 研究費の取り扱い

競争的資金等に係る取り扱いについては、この方針に定めるもののほか、愛媛県科学研究費補助金等特定外部資金取扱要綱、愛媛県農林水産研究所科学研究費補助金等特定外部資金取扱要領、応募する競争的資金等の取扱規程、その他関係する法令等に従い適正に業務執行するものとする。

2 行動規範

研究者及び事務職員は競争的資金等を取り扱ううえで以下の点に留意する。

- (1) 研究者は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、研究所による管理が必要であるという原則とその精神を認識するものとする。
- (2) 事務職員は、専門的能力を持って競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究行為を目指した事務を担う立場にあるとの認識を持つこととする。
- (3) 競争的資金等の運営・管理に関わる構成員（所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）は確認書を、物品等の取引業者は誓約書をそれぞれ所長へ提出することとする。

3 事務処理手続きに関する相談受付窓口

総務課（室）に置く。

4 告発等の取り扱い

- (1) 競争的資金等の不正使用に関する通報については、「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）」、「職員に係る公益通報の取扱いに関する要綱（平成18年4月1日施行）」及びその他関係法令等に定める告発者の保護規定を遵守して、基本的人権の保護を担保できる窓口の設置を研究所内外に周知する。
- (2) 告発等を受けた場合は、統括管理責任者に報告を行う。また、統括管理責任者は、告発の内容を直ちに、最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理

性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を対象となる資金配分機関に報告する。

- (4) 最高管理責任者は、告発等の調査が必要と判断した場合は、「職員に係る公益通報の取扱いに関する要綱（平成18年4月1日施行）」に従い報告するとともに、公正かつ透明性の確保の観点から、必要に応じて研究所に属さない第三者（弁護士、公認会計士等の研究所及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者）を含む調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施する。また、受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を当該配分機関に提出する。

調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、当該配分機関へ報告する。併せて、当該配分機関の求めに応じて、調査の終了前であっても進捗状況報告や関係資料を提出し、現地調査に応じる。

- (5) 違反行為があった場合の取り扱い

「愛媛県職員の懲戒に関する条例(昭和28年3月13日愛媛県条例第6号)」、及び同条例に基づく規則による。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正の発生を防止する。

1 研究員等への順守事項の徹底

この方針及び「愛媛県会計規則（昭和45年4月1日愛媛県規則第18号）」並びにその他関係法令等について、不正行為防止等の周知徹底を図るための説明会等を開催する。

2 防止計画推進部署

総務課（室）に置き、総務課（室）長をあてる。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作り管理を行う。

1 発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステム

【発注業務】

「愛媛県農林水産研究所処務規程(昭和50年4月1日愛媛県訓令第1号)」のほか、愛媛県農林水産研究所科学研究費補助金等特定外部資金取扱要領による。ただし、交付者に定めのある場合を除く。

【検収業務】

愛媛県農林水産研究所における特定外部資金の不正防止計画による。

2 不正な取引に関与した業者への対応

愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱による。

第5節 情報発信・共有化の推進

ルールに関する情報を研究所内の関係者に周知するとともに、研究所の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

1 使用ルール等に関する相談受付窓口

企画戦略部研究企画室に置く。

2 通報（告発）の受付窓口

次長（事務）をあてる。

第6節 モニタリングの在り方

研究所全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

1 研究所全体の視点からの監査体制

「愛媛県監査委員条例（昭和39年3月19日愛媛県条例第13号）」及び「愛媛県監査委員監査規程（昭和55年4月1日監査委員規程第1号）」並びに愛媛県農林水産研究所科学研究費補助金等特定外部資金取扱要領のほか、別途内部監査に関する要領を定める。

附則

- 1 この基本方針は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 この基本方針は、令和6年7月1日より一部改正施行する。
- 3 この基本方針は、令和8年8月12日より一部改正施行する。

管理・監査体制等

◇愛媛県農林水産研究所

最高管理責任者	所長
統括管理責任者	次長(事務)
コンプライアンス推進責任者	企画戦略部長
	農業研究部長
	果樹研究センター長
	畜産研究センター長
	林業研究センター長
	水産研究センター長
コンプライアンス推進副責任者	農林水産研究所総務課長
	果樹研究センター総務室長
	畜産研究センター総務室長
	林業研究センター総務室長
	水産研究センター総務室長

事務処理手続きに関する相談受付窓口	総務課(室)
防止計画推進部署	総務課(室)
使用ルール等に関する相談窓口	企画戦略部研究企画室
通報(告発)の受付窓口	次長(事務)

誓 約 書

当社（当法人）は、愛媛県農林水産研究所との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 愛媛県会計規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 愛媛県農林水産研究所内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 愛媛県農林水産研究所構成員（研究員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、通報(告発)の受付窓口に連絡すること。

令和 年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

(住 所)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

⑩

(参考様式)

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)の使用 にあたっての確認書

愛媛県農林水産研究所長 様

科学研究費助成事業(科研費)による研究を遂行するにあたり、補助条件を理解しこれを遵守いたします。また、科研費が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、科研費を公正かつ効率的に使用するとともに、運営・管理、また研究において規則を遵守し、不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、「愛媛県農林水産研究所における競争的資金等の管理・監査に関する基本方針」等に違反して、不正を行った場合は、愛媛県及び配分機関の処分及び法的な措置を受けることを承知します。

令和 年 月 日

機関名

住所

役職・氏名

(自署)